

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴う国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令案に係る意見募集

■ 意見募集期間 : 平成30年8月25日(土)から平成30年9月25日(火)まで

■ 意見提出件数 : 1件(法人・団体:0件、個人:1件)

■ 意見提出者 :

(意見受付順)

意見提出者(個人)	
1	個人

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴う国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令案に係る意見及びそれに対する考え方

No.	意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>「総務省サイバーセキュリティ統括官室」が提唱している「国立研究開発法人情報通信研究機構」での「パスワード設定等に不備があるIoT機器の調査等を追加する等」を内容とする」と記載していますが、総務省サイバーセキュリティ統括官室が、国立研究開発法人情報通信研究機構に対し、総務省側が知識及び技能から来る、調査が出来る能力が有れば、賛成です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>省令（案）に対する賛成の御意見として承ります。国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）においては、サイバーセキュリティ分野の研究開発による技術的知見を有することから、本件調査等を適切に実施することができるものと考えます。また、総務省においては、サイバーセキュリティの確保等に関する事務を所掌し、サイバー攻撃の最新動向の把握等を行っており、本件調査等について、実施計画の認可等を通じ、NICTを適切に監督できるものと考えます。</p>	無